

令和7年度狩猟免許更新適性検査及び講習実施要領

山形県最上総合支庁環境課

1 対象となる方

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和7年9月14日で満了する方

2 適性検査及び講習の期日、場所

期日	場所	受検者の居住地
令和7年7月29日(火)	最上総合支庁 5階講堂 (新庄市金沢字大道上 2034)	主に新庄市、金山町、最上町の方
令和7年7月30日(水)		主に舟形町、鮭川村、真室川町、大蔵村、戸沢村の方

3 当日の日程

13:00~13:30		13:30~14:30	14:40~15:40	15:50~16:50
受 付	適性検査	講 習		
		法令・鳥獣の保護管理	鳥獣の判別	猟具の取扱い

4 申し込み

(1) 必要書類等

※わな猟と第1種銃猟など、複数更新する場合は①、②が件数分必要です。

① 狩猟免許更新申請書

必要事項について記入してください。網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟の狩猟免許のうち、2種類以上更新する方は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用なさる方は第1種免許のみの更新で第2種銃猟登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許「5 空気銃」に○印をつけてください。(空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許「6 空気銃」に○印をつけてください。)

なお、更新期日が違う複数の免許を所持しており、それぞれの更新期日をそろえたい場合は、更新期日前でも更新受講が可能となりますので、その場合はご連絡ください。

② 手数料(県証紙)

更新1件あたり2,900円分の県証紙が必要です。申請書の所定の欄に過不足なく貼付ください。(消印はしないこと。)

③ 写真(3.0cm×2.4cm)1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをご用意ください。

④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書

ただし、現に銃の所持許可を受けている方は、その銃砲所持許可証の写しの添付(顔写真該当部分)をもって代えることができます。

イ 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(イ及びロに該当する者を除く。)

⑤ 更新を受けようとする狩猟免許

狩猟免許を紛失した場合、転居・改姓等の場合(運転免許証、住民票抄本の写し等の証明書類を添付してください。)は届出が必要となっております。

(2) 提出先 最上総合支庁 環境課 〒996-0002 山形県新庄市金沢字大道上 2034

(3) 提出期限 令和7年7月7日(月) 必着

5 指定の期日に適性検査を受けられない場合

最上総合支庁で実施する日に都合のつかない方は、他の総合支庁で実施する期日・場所において適性検査を受けてください。(申請書類等は最上総合支庁環境課に提出ください。)

6 その他

更新講習を受講し、適性検査に合格した方には、原則として講習終了後に免許を交付します。

7 問合せ先

山形県最上総合支庁 保健福祉環境部 環境課

環境企画・自然環境担当 電話 0233-29-1285 FAX 0233-23-2620